

(日本国と大韓民国との間の漁業に関する協定)

失効 一九一九年一月二二日

注 この協定は新日韓漁業協定効力発生により失効した。

日本国及び大韓民国は、
両国が共通の関心を有する水域における漁業資源の最大の持続
的生産性が維持されるべきことを希望し、
前記資源の保存及びその合理的開発と発展を図ることが両国
の利益に役立つことを確信し、
公海自由の原則がこの協定に特別の規定がある場合を除くほか
は尊重されるべきことを確認し、
両国の地理的近接性と両国の漁業の交錯から生ずることある
紛争の原因を除去することが望ましいことを認め、
両国の漁業の発展のため相互に協力することを希望して、
次のより協定した。

第二條 漁業水域 1 両締約国は、それぞれの締約国が自国の
沿岸の基線から測定して十二海里までの水域を自国が漁業に関
して排他的管轄権を行使する水域として「漁業に關する水域」と
し、
として設定する権利を有することを相互に認める。た
だし、一方の締約国はこの漁業に關する水域の設定に際し直線
基線を使用する場合には、その直線基線は、他方の締約国と協
議の上決定するものとする。

2 両締約国は、一方の締約国が自国の漁業に關する水域に
て他方の締約国の漁船が漁業に當事することを排除することに
ついて、相互に異議を申し立てない。

3 両締約国の漁業に關する水域が重複する部分については、そ
の部分の最大の幅を示す直線を二等分する点とその重複する部
分が終わる二点をそれぞれ結合直線により二分する。

第二條 共同規制水域 両締約国は、次の各線により囲まれる水
域(領海及び大韓民国の漁業に關する水域を除く)を共同規制
水域として設定する。

(b)(a) 北緯三十七度三十分以北の東経百二十四度の結線
次の各点を順次に結ぶ線

- (i) 北緯三十七度三十分と東経百二十四度の交点
- (ii) 北緯三十三度四十五分と東経百二十四度三十分との交点
- (iii) 北緯三十三度三十分と東経百二十四度三十分との交点
- (iv) 北緯三十二度三十分と東経百二十六度との交点
- (v) 北緯三十二度三十分と東経百三十七度との交点
- (vi) 北緯三十四度三十分と東経百二十九度二分五十秒との交点
- (vii) 北緯三十四度四十分と東経百二十九度八分との交点

- (viii) 北緯三十四度五十分と東経百二十九度十四分との交点
- (ix) 北緯三十五度三十分と東経百三十一度との交点
- (x) 北緯三十七度三十分と東経百三十一度十分との交点

第三條 暫定的漁業規制措置の実施 両締約国は、共同規制水域
において、は、漁業資源の最大の持続的生産性を確保するために
必要とされる保存措置が十分な科学的調査に基づいて実施され
るまで、船トン数によるものと、船内居住区改善のための許容ト
ン数によるさびつり漁業について、この協定の不可分の一部をな
す附属書に掲げる暫定的漁業規制措置を実施する。(トントン
数を差し引いたトン数により表示する)。

第四條 漁業水域外における取締り及び裁判管轄権の行使
1 漁業に關する水域の外側における取締り(停船及び臨検を含
む)及び裁判管轄権は、漁船の属する締約国のみが行ない、及
び行使する。

2 いずれの締約国も、その国民及び漁船が暫定的漁業規制措置
を誠実に遵守することを稱許することを通じて、適切な指導及び監督を行
ない、違反に対する適当な罰則を含む国内措置を実施する。

第五條 共同資源調査水域 共同規制水域の外側に共同資源調査
水域が設定される。その水域の範囲及びその水域内で行なわれ
る調査については、第六條に定める漁業共同委員会が行なうべ
き報告に基づき、両締約国の協議の上決定される。

第六條 日韓漁業共同委員会 1 両締約国は、この協定の目的
を達成するため、日韓漁業共同委員会(以下「委員会」とい

う)を設置し、及び維持する。

2 委員会は、二の国別委員部で構成し、各国別委員部は、それ
ぞれの締約国の政府が任命する三人の委員で構成する。

3 委員会のすべての決議、勧告その他の決定は、国別委員部の
間の合意によつての交付を行ふことができる。

4 委員会は、その会議の運営に關する規則を決定し、必要があ
るときは、これを修正することができる。

5 委員会は、毎年少なくとも一回会合し、また、そのほかに一
方の国別委員部の要請により会合することができる。

6 委員会は、その第一回国會議において、議長及び副議長を異な
る国別委員部から選定する。議長及び副議長は任期は、一年と
する。国別委員部から議長及び副議長は選定は、各年におい
てそれぞれの締約国がそれらの地位に順番に代表されるように
行なふものとする。

7 委員会の下に、その事務を遂行するため常設の事務局が設置
される。

8 委員会の公用語は、日本語及び韓国語とする。提案及び資料
は、いずれの公用語によつても提出することができる。また、必
要に於ち、英語によつても提出することができる。

9 委員会がその共同の経費を必要と認めるときは、委員会が勸
告し、かつ、両締約国が承認する形式及び割合において両締約
国が負担する分担金により、委員会が支払うものとする。

10 委員会は、その共同の経費のための資金の支出を委任するこ
とができる。

第七條 日韓漁業共同委員会の任務 1 委員会は、次の任務を
遂行する。
(a) 両締約国が共通の関心を有する水域における漁業資源の研
究のため行なう科学的調査について、並びにその調査及び研
究の結果に基づき行なわれるべき共同規制水域内における規制
措置について両締約国に勧告する。
(b) 共同資源調査水域の範囲内において両締約国に勧告する。
(c) 必要に於ち、暫定的漁業規制措置に關する事項につき検討
し、及びその結果に基づき行なわれるべき措置、当該規制措置
の修正を含む)について両締約国に勧告する。
(d) 両締約国の漁船間の操業の安全及び秩序に關する必要な事



項並びに海上における両締約国の漁船間の事故に対する一般
的な取方方針につき検討し、並びにその結果に基づき執られ
べき措置について両締約国に勧告する
(e) 委員会の要請に基づいて両締約国が提供すべき資料、統計
及び記録を編纂し、及び研究する
(f) この協定の違反に関する同等の刑の細目の制定について審
議し、及び両締約国に勧告する
毎年委員会が事業報告を両締約国に提出する
(h)(g) そのほか、この協定の実施に伴う技術的な諸問題につき検
討し、必要と認めるときは、執られるべき措置について両締
約国に勧告する。

2 委員会は、その任務を遂行するため、必要に応じ、専門家を
もつて構成される下部機構を設置することができる。
3 両締約国政府は、1の規定に基づき行なわれた委員会の勧告
をできる限り尊重するものとする。

第八条 漁船の安全操業、事故の解決 1 両締約国は、それぞ
れ自国の国民及び漁船に対し、航行に関する国際慣行を遵守さ
せるため、両締約国の漁船間の操業の安全を図り、かつその
正常な秩序を維持するため、及び海上における両締約国の漁船
間の事故の円滑かつ迅速な解決を図るために適切と認める措置
を執るものとする。

2 1に掲げる目的のため、両締約国の関係当局は、できる限り
相互に密接に連絡し、協力するものとする。
第九条 紛争の解決 1 この協定の解釈及び実施に関する両締
約国間の紛争は、まず、外交上の経路を通じて解決するものと
する。

2 1の規定により解決することができなかった紛争は、いずれか
一方の締約国の政府が他方の締約国の政府から紛争の仲裁を
要請する公文を受領した日から三十日の期間内に各締約国政府
が任命する各一人の仲裁委員と、こうして選定された二人の仲
裁委員が当該期間の後の三十日の期間内に合意する第三の仲
裁委員又は当該期間内にその二人の仲裁委員が合意する第三の仲
裁委員が指名する第三の仲裁委員との三人の仲裁委員からなる仲
裁委員会に決定のため付託するものとする。ただし、第三の仲
裁委員は、両締約国のうちいずれかの国民であつてはなら
ない。

3 いずれか一方の締約国の政府が当該期間内に仲裁委員を任命
しなかつたとき、又は第三の仲裁委員若しくは第二節について
当該期間内に合意されなかつたときは、仲裁委員会は、両締約
国政府のそれぞれが三十日の期間内に選定する国の政府が指名
する各一人の仲裁委員とそれらの政府が協議により決定する第
三の政府が指名する第三の仲裁委員をもつて構成されるもの
とする。
4 両締約国政府は、この条の規定に基づく仲裁委員会の決定に
服するものとする。

第一〇条 批准、効力発生及び有効期間 1 この協定は、批准
されなければならない。批准書は、できる限りすみやかにソ
ウルで交換されるものとする。この協定は、批准書の交換の日に
効力を生ずる。
2 この協定は、五年間効力を存続し、その後は、いずれか一方
の締約国が他方の締約国にこの協定を終了させる意思を通告す
る日から一年間効力を存続する。

以上の証拠として、下名は、各自の政府からこのために正当な
委任を受け、この協定に署名した。
附屬書 (略)

